

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所出えん金受入規程

令和8年5月22日8規程第25号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号。以下「法」という。）附則第20条1項に規定する革新的医薬品等実用化支援基金（以下「基金」という。）に充てることを条件として政府以外の者から国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「医薬健栄研」という。）に対して納付された出えん金（以下「出えん金」という。）の管理及び運用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(出えん金の使途等)

第2条 医薬健栄研が受領する出えん金は、法附則第17条第1項第1号に掲げる業務（複数年度にわたるものであって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要なであると認められるものに限る。）及び当該業務に附帯する業務（以下「革新的医薬品等実用化支援業務」という。）に使途を制限する。

2 出えん金を納付する者は、前項及び法附則第20条第1項に規定するほか、出えん金の使途を指定し又は条件を定めることはできない。

(出えん金の募集)

第3条 医薬健栄研は、法附則第17条第1項に規定する日までの間、厚生労働省と連携し、出えん金を募ることができる。

(出えんの申込み)

第4条 医薬健栄研は、出えん金を受け入れようとするときは、出えん金を納付しようとする者であって、厚生労働省に出えん金納付申込書を提出した者に対して、あらかじめ、様式第1号による指定振込口座通知書を送付するものとする。

(出えん金の受入れ等)

第5条 医薬健栄研は、次の各号に掲げる出えん金を受け入れることができないものとする。

- 第2条第1項及び法附則第20条第1項に規定する以外にその使途が指定され、又は条件が定められているもの
- 当該出えん金の受入れにより、医薬健栄研の業務運営に支障をきたすおそれがあるもの
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者その他反社会的勢力が納付するもの
- その他理事長が社会通念上、受入れを適当でないと認めるもの

2 医薬健栄研は、前項の各号に定める受入基準に抵触しないものについて受入れを決定するものとする。

3 医薬健栄研は、出えん金の受入れ後に、その出えん金が第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当該出えん金を納付した者に対し、様式第2号による出えん金辞退書を送付し、当該出えん金を返還するものとする。

(出えん金の事務処理手続)

第6条 医薬健栄研は、出えん金を受領したときは、当該出えん金を納付した者に遅滞なく様式第3号による出えん金受領証を送付するものとする。ただし、当該出えん金を納付した者が希望しない場合はこの限りではない。

2 医薬健栄研は、同一の者からの出えん金の受領が1年間に複数回にわたる場合には、受領証を一括して送付することができる。

3 受領証の送付は、出えん金を納付した者の同意があり、業務上可能である場合、電磁的方法によって代えることができる。

4 医薬健栄研は、出えん金の収支状況及び使途について適切に公表するものとする。

(公表)

第7条 医薬健栄研は、医薬健栄研のホームページにおいて、出えん金を納付した者の同意の上、出えん金を納付した者の芳名披露等を行うことができる。

2 出えん金を納付した者は、当該出えん金の納付に関する情報を公表することができる。

附 則

この規程は、令和8年5月22日から適用する。

この規程は、法附則第17条第1項に規定する日限り、その効力を失う。

様式第1号

革新的医薬品等実用化支援基金への出えん金 の納付に係る指定口座通知書

革新的医薬品等実用化支援基金への出えん金の納付に御協力いただけるとのこと、誠にありがとうございます。

出えん金につきましては、下記の口座への振込みをお願いいたします。

記

銀行名：みずほ銀行
金融機関コード：0001
支店名：茨木支店
支店コード：468
口座種類：普通
口座番号：1012643

口座名義(カナ)：コクリツケンキョウカイハツホウジンイキバン ケンコウ エイヨウケンキョウシヨ カクシテキヤクヒントウジ ヲウカシエンギ ヨムカンジ ヲウグチ

口座名義(漢字)：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 革新的医薬品等実用化支援業務勘定口

留意事項：

- ・
- ・
- ・
- ・

様式第2号

革新的医薬品等実用化支援基金への出えん辞退書

令和 年 月 日【御社(出えん申し出者が法人の場合)/〇〇様】から当法人に対し、革新的医薬品等実用化支援基金への出えん金の納付を賜りましたことに深く感謝いたします。

さて、【貴社(申込者が法人の場合)/〇〇様(申込者が個人の場合)】から納付を賜りました出えん金につきましては、【貴社(申込者が法人の場合)/〇〇様(申込者が個人の場合)】の御厚意に対し甚だ恐縮ではございますが、謹んで辞退申し上げますので、何卒御了承賜りますようお願い申し上げます。

1 氏名

(出えん金納付申込者)【御中(申込者が法人の場合)/殿(申込者が個人の場合)】

2 納付いただいた出えん金の額

3 返還する出えん金の額

令和 年 月 日

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目6番8号
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長

様式第3号

革新的医薬品等実用化支援基金への出えん金受領証

住所

氏名

殿

出えん金額

上記の金額を受領いたしました。

令和 年 月 日

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目6番8号
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長